

## マイナンバー(個人番号)確認書類と本人確認書類

書類の組み合わせは、原則として次の1から3のいずれかの組み合わせになります。

○本人から個人番号の提供を受ける場合の確認書類(本人確認)について			
	マイナンバー(個人番号)確認用	+	本人確認用
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバー(個人番号)カード</li> </ul> 	+	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバー(個人番号)カード</li> </ul> <p>※マイナンバー(個人番号)カードは1枚で、マイナンバー確認と本人確認に使うことができます。</p>
2	<p>次のうちいずれか1点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通知カード (※令和2年5月25日時点で交付済のもので、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合のみ有効)</li> <li>住民票 (マイナンバー(個人番号)が記載されたもの)</li> </ul> 	+	<p>顔写真付きの公的機関発行身分証明書いずれか1点</p> <p>運転免許証、旅券、住民基本台帳カード(顔写真つき)、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など</p>
3	<p>次のうちいずれか1点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通知カード (※令和2年5月25日時点で交付済のもので、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合のみ有効)</li> <li>住民票 (マイナンバー(個人番号)が記載されたもの)</li> </ul> 	+	<p>写真なし身分証明書等いずれか2点</p> <p>公的医療保険の資格確認書、介護保険の被保険者証、医療受給者証、児童扶養手当証書、生活保護受給者証、官公署がその職員に発行した身分証明書、民間企業の社員証、学生証など</p>